

第8 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の書き方

事前に年分が印刷されていない場合は、提出する法定調書の年分を記入してください。

「Ⓐ俸給、給与、賞与等の総額」欄

この欄は、「給与所得の源泉徴収票」を税務署に提出するか否かにかかわらず、すべての受給者（年の中途中で退職した方も含みます。）について記入してください。

「人員」欄

給与等の支払を受けた方の実人員を記入してください（丙欄適用の日雇労働者の人員を含みません。）。

通常の場合は、作成された源泉徴収簿の枚数に符合します。

（注）「給与所得・退職所得の所得税徴収高計算書（納付書）」に記入した人員の累計を記入することができないようにご注意ください。

「左のうち、源泉徴収税額のない者」欄

「給与所得の源泉徴収票」の「源泉徴収税額」欄の税額が「〇（ゼロ）」の方の数を記入してください。

（注）記入漏れが多い項目ですので、ご注意ください。

「支払金額」及び「源泉徴収税額」欄

年の中途中で就職した方が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉徴収税額を含めないで記入してください。

（注）年末調整により差引き超過額が発生し、その超過額が支払者の徴収税額を上回る場合には、「源泉徴収税額」欄には「〇（ゼロ）」と記入します。

「Ⓑ源泉徴収票を提出するもの」欄

「給与所得の源泉徴収票」を税務署に提出するものについて、人員、支払金額及び源泉徴収税額の合計を記入してください。

なお、Ⓐの総額欄と異なり、年の中途中で就職した方が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉徴収税額についても含めたところで記入してください。

「Ⓐ退職手当等の総額」欄

退職手当金等の支払を受ける全ての受給者について記入してください。

「賞金」欄

所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金（馬主が受ける競馬の賞金）を含みます。

「ⒷⒶのうち、支払調書を提出するもの」欄

支払調書を提出するものの合計を記入してください。

「Ⓐのうち、所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金」欄

所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金（馬主が受ける競馬の賞金）の支払金額の総額等を記入してください。

「Ⓐ使用料等の総額」欄

支払の確定した不動産の使用料等の総額を記入してください。

「Ⓐ譲受けの対価の総額」欄

支払の確定した不動産等の譲受けの対価の総額を記入してください。

なお、19ページ **2 各欄の記入要領** Ⓒ(4)の補償金がある場合は総額に含め、当該補償金を「（摘要）」欄に記入してください。

平成 **25** 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

（所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)）

提 出 者 者	税務署 受付印	平成 年 月 日 提出 年月日	事業種目
住所又は 所在 地 (フリガナ)	東京都千代田区大手町1丁目3-3 電話(03-3216-6811)		
氏名又は 名 称 (フリガナ)	国税産業株式会社 コクセイイチロウ		
代表者 氏名印	國税一郎 印押		
	調書の提出区分 新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4		

1 給与所得の源泉徴収票合計表			
区分	人員	左のうち、源泉徴収税額のない者	支払額
(A) 俸給、給与、賞与等の総額	101	19	253
(B) ①のうち、丙欄適用の日雇労働者の賃金			
(B) ② 源泉徴収票を提出するものの 災害減免法により徴収猶予したもの	5		26
入 員 額 災 害 減 免 法 に よ り 徴 収 猶 予 し た も の			(摘要)

2 退職所得の源泉徴収票合計表		
区分	人員	支払額
(A) 退職手当等の総額	3	2560000
(B) ①のうち、源泉徴収票を提出するもの	1	10,000,000

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表		
区分	人員	支 払 額
所得 税 法 第 204 条 に 規 定 す る 報 酬 又 は 料 金 等	5 6 3 1 1	人
原稿料、講演料等の報酬又は料金（1号該当）	5	
弁護士、税理士等の報酬又は料金（2号該当）	6	
診療報酬（3号該当）		
職業野球選手、騎手、外交員等の報酬又は料金（4号該当）	3	
芸能等に係る出演、演出等の報酬又は料金（5号該当）		
ホステス等の報酬又は料金（6号該当）		
契約金（7号該当）		
賞金（8号該当）		
(A) 計	14	人
(B) ①のうち、支払調書を提出するもの	12	人
区分	件数	支 払 額
①のうち、所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金		円
災害減免法により徴収猶予したもの		

4 不動産の使用料等の支払調書合計表（313）		
区分	人員	支 払 額
(A) 使用料等の総額	15	9,628,000
(B) ①のうち、支払調書を提出するもの	12	9,328,000
(摘要)		

5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表（322）		
区分	人員	支 払 額
(A) 譲受けの対価の総額	13	145,650,000
(B) ①のうち、支払調書を提出するもの	10	144,650,000
(摘要)		

内補償金は、4,650,000円

F E 0 1 0 2

法定調書合計表						署番号	01101
						整理番号	00006637
分 提出 媒体	1 給 与	2 退 職	3 報 酬	4 使用	5 談 受	6 韶 旋	
	17	17	17	30	30	30	
コクゼイ タロウ				翌年以降送付要否			
国税 太郎				要	<input checked="" type="radio"/>	否	<input type="radio"/>
税理士 清水 一郎 (03-1234-5678)				税理士番号			清水 912345

表 (315)		金額	源泉徴収税額
549800		12883400	
96,500		0	
436,800		1,412,500	

表 (316)		源泉徴収税額	(摘要)
		153150	102,100

計表 (309)		払 金 額	源 泉 徹 収 税 額
		400,000 円	40,840 円
		4,500,000	459,450
		4,456,000	169,077
		300,000	0
		9,606,000	664,262
微 収 税 額	(摘要)		

不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)		支 払 金 額
分 数料の総額	人 員	1,600,000 円
支払調書 するもの		850,000
	外 1 人	650,000

通信印付印	確 認 印	提 出 年 月 日	手	月	日
			A	B	C D E F G H

提
出
用

提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。

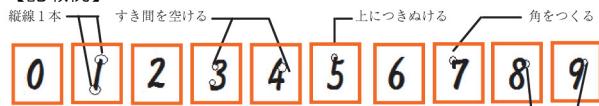
(MT
||
11)(CMT
||
12)(電子
||
14)(FD
||
15)(MO
||
16)(CD
||
17)(DVD
||
18)(書面
||
30)(その他
||
99)

- 1 この合計表は、機械で読み取りますので、黒のボールペンで記入してください。

- 2 税務署へ提出する法定調書がない場合でも、お手数ですが、合計表の「(摘要)」欄に「該当なし」と記入の上、提出をお願いします。

- 3 マス目が設けられている欄を記入する際には、次の記載例にならってマス目の中に丁寧に記入してください。

【記載例】



(注) この欄には、記号・文字(「¥」など)を記載しないでください。

「調査の提出区分」欄

法定調書の提出区分を記入してください。

- 1 新規に法定調書を提出する場合 「1」(新規)
 2 追加の法定調書を提出する場合 「2」(追加)
 3 訂正分の法定調書を提出する場合 「3」(訂正)
 4 無効の法定調書を提出する場合 「4」(無効)

(注) 記入漏れに、ご注意ください。提出誤りがあった場合などの「調査の提出区分」については、P.25~26をご覧ください。

「提出媒体」欄

法定調書の種類ごとに右枠外の2桁のコード(CD=17など)を記入してください。

「税理士番号」欄

税務署からの連絡を的確に行うために、作成税理士の登録番号の記載をお願いするものです。(任意)

「(摘要)」欄

支店等が提出しなければならない法定調書を本店等が取りまとめて提出する場合には、その旨とその支店等の所在地、名称等を記入してください。また、支店等は、本店等が提出する旨と本店等の所在地を記入してください(他の5種類についても同様です。)。

「人員」欄

「支払を受ける者」の人格(個人か個人以外の者(法人等)の別)により区分して記入してください。

(注) 報酬・料金等の支払を受けた方の実人員を記入してください。

「支払金額」欄・「源泉徴収税額」欄

該当する区分ごとに全ての報酬・料金等をそれぞれ記入してください。

「Ⓐあっせん手数料の総額」欄

支払の確定した不動産売買等のあっせん手数料の総額を記入してください。

「(摘要)」欄

「不動産の使用料等の支払調書」及び「不動産等の譲受けの対価の支払調書」の「(摘要)」欄にあっせん手数料に関する事項を記入して提出するため、この支払調書の作成・提出を省略したものについては、その支払先の人員と支払金額の合計を「(摘要)」欄に記入してください。

税務署整理欄の中は記入しないでください。